

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和8年5月19日（令和8年（行情）諮問第654号）

答申日：令和8年7月15日（令和8年度（行情）答申第380号）

事件名：統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年8月3日付け防官文第12655号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）ないし（5）（略）

（6）対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成30年8月3日付け防官文第12655号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要し

たものである。

2 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) 審査請求人は、「対象文書に漏れがないか念のため確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、参照文書として別件の開示請求において開示された文書の一部（以下「添付文書」という。）が添付されていたことから、同文書に記載された「統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定（平成18年3月27日）」の開示を求めているものと解した。

イ 「統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定」（以下「本件協定」という。）は、平成18年3月27日に作成された後、平成28年11月2日付けで一部改正（同日施行）されている。

添付文書は、平成29年4月に作成されたものであり、同文書に記載された「統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定（平成18年3月27日）」とは、上記の一部改正後の本

件協定を指している。本件開示請求への対応に当たっては、その請求の趣旨を上記アのとおり解したことから、本件協定の一部改正に係る通知（文書１）及び文書１の添付書類である改正後の本件協定（文書２）を本件対象文書として特定した。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

- （２）これを検討するに、上記（１）ア及びイの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定」。

【出典（2018. 1. 24—本本B1558）を裏面にプリントアウト】

2 本件対象文書

文書1 統合幕僚監部と情報本部との間における情報支援等に関する協定の
一部改正について（通知）

文書2 統合幕僚監部と情報本部との間における情報提供等の実施に関する
協定